

主要事業マネジメントシート

部局名 政策企画部

事業名	特区推進事業費 / 担当室課 戦略事業室特区推進課									
予算額	H24 H25	0千円( ) 0千円( )	千円) 千円)	H26 H27要求	0千円( ) 34,634千円( )	0千円) 18,734千円)	実績	H24 H25	0千円( ) 0千円( )	0千円) 0千円)
事業の優先性	<input checked="" type="checkbox"/> 重点課題【知事重点分野】 (項目名: 成長に向けたビジネス環境の整備 ) <input checked="" type="checkbox"/> 成長戦略 (項目名: 人材力強化・活躍の場づくり ) <input type="checkbox"/> その他 (項目名: )		<input type="checkbox"/> 人口減少関係 (項目名: ) <input type="checkbox"/> 新・地震防災アクションプラン (項目名: )							
事業 選択	役割 分担	行政としての役割	■ 府の役割 ■ 国の役割 ■ 市町村の役割 (理由) 国家戦略特区は、「世界で一番ビジネスがしやすい環境をつくる」というミッションのもと、「大胆な規制改革と税制措置」により「新しい技術やシステムによるイノベーションの創出」をめざす取組であり、総理主導のもと、国、自治体、民間の3者が一体となって取組む。従来の特区制度とは異なる意思決定の仕組みが採用されている。国は、特区の取組全体に係る最終的なリスクを負い、規制改革事項等に関する事業が行われる府や市町村においては、それら特例的な取組が安全、安心に実施されるための対応や、ニーズ把握、効果検証等を行うことが主な役割となる。		民間との役割分担	<input type="checkbox"/> 民間では実施不可(行政がすべき役割) <input type="checkbox"/> 民間で実施するためのインセンティブとして実施 ■ その他 (理由) 国家戦略特区は、民間事業者にとって、国の規制等が、マーケットの拡充を阻害しているかどうか(又は市場にとって、規制が形骸化したものであるかどうか)を見極めるための取組ともいえ、結果、取組の効果が顕著でなかった場合や、規制が維持されるべきものとして最終的に事業が継続されないこととなった場合、それまでに要した事業経費等に対する一切のリスクを負うこととなる。(府や市町村も、民間事業者の取組に対し、ビジネスに直結するような財政的支援を行わないことが原則となる。)				
	事業 手法	手法の妥当性	国、自治体、民間事業者がそれぞれ一定の役割のもと実施する事業であるが、取組みの効果(投資を大阪に惹きつけ、大阪の経済成長に大きなインパクトを与えていく)は府が享受するものであり、事業手法として妥当であると考えられる							
		受益と負担	<input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担あり(内容・水準: 規制改革事項に関する取組の中で、民間事業者に一定以上の受益が想定される場合は負担を求めることもある。 ) <input type="checkbox"/> 受益者負担を求めない(理由: ) <input type="checkbox"/> 受益者負担になじまない							
		将来のリスク管理	関西圏国家戦略特別区域会議が、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行う。(法第12条)							
事業間 調整	庁内での連携	大阪府特区推進本部を平成26年5月に設置し、総合的な戦略のもと、あらゆる機会・チャンネルを活用しながら、規制緩和や税制などのインセンティブはもとより、大阪の多様な魅力をトータルでアピールするとともに、特区における企業や研究機関等の誘致につなげる。								
	他事業との 整合性 等	総合特区関連事業との調整を行う予定。(国家戦略特別区域方針第二 5③)								
事業 効果	目標・ 指標	(事業目標) 平成27年度中に内閣総理大臣認定を受ける、府域の事業者が実施できる特定事業等 (年間6事業)		(実績)		- 目標に達しなかった場合の改善方策 ・ 内閣総理大臣による区域方針の変更(法第6条第5項) ・ 国家戦略特別区域会議による区域計画の変更(法第9条)				
		関西圏国家戦略特別区域会議開催数 年間6回		平成26年11月現在: 2回						
	(事業期間)	H 26 ~ H 30								
コスト 分析	(指標)			(コスト分析結果)						
	H24(フルコスト)	千円 / (分析単位)	=	千円						
H25(フルコスト)	千円 / (分析単位)	=	千円							
特記事項	<事業優先性や事業選択の判断に影響を与えるような事情が新たに発生した場合に記載>									

